

ディスクロージャー誌 2025

JA 東能登川

はじめに

平素、組合員皆様には当農協の事業運営にご理解とご協力、ご支援を賜っております事に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、当 JA は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

目 次

ページ

あいさつ

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
3. 経営管理体制	5
4. JAの組織の概要	5
(1) JAのプロフィール	
(2) 機構図	
(3) 役員構成（役員一覧）	
(4) 組合員数	
(5) 組合員組織の状況	
(6) 特定信用事業代理業者の状況	
(7) 地区一覧	
(8) 沿革・あゆみ	
(9) 店舗等のご案内	
5. 事業の概況（令和7年度）	9
6. 農業振興活動	10
7. 地域貢献情報	10
8. リスク管理の状況	10
9. 自己資本の状況	13
10. 主な事業の内容	13
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	16
2. 損益計算書	28
3. 注記表等	21
4. 剰余金処分計算書	36
5. 部門別損益計算書（令和6年度）	37
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	38
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	39
2. 利益総括表	39
3. 資金運用収支の内訳	40
4. 受取・支払利息の増減額	40
III 事業の概況	
1. 信用事業	40
(1) 貯金に関する指標	40
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	41
① 科目別貸出金平均残高	

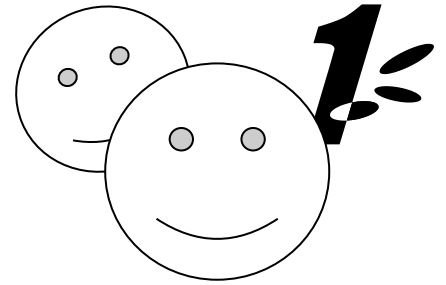
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	4 4
(4) 有価証券に関する指標	4 4
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	4 5
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	4 6
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	4 8
(1) 買取購買品取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 買取販売品取扱実績	
(4) 保管事業取扱実績	
(5) 利用事業取扱実績	
4. 指導事業	4 9
IV 経営諸指標	
1. 利益率	4 9
2. 貯貸率・貯証率	4 9
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	5 0
2. 自己資本の充実度に関する事項	5 2
3. 信用リスクに関する事項	5 7
4. 信用リスク削減手法に関する事項	6 4
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	6 6
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	6 6

7. CVAリスクに関する事項	66
8. マーケット・リスクに関する事項	66
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	66
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	67
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	67
12. 金利リスクに関する事項	67
VI 役員の報酬体系	
1. 役員	69

1. 経営理念

《JA東能登川経営理念》

- 1 農を通じた地域づくり
- 2 安心して暮らせる地域づくり
- 3 元気なJAづくり



笑顔には不思議な魅力とパワーがあります。

笑顔のともしびを伝えていけたら、それはいつか大きな輪となって、組合員さんを、地域を、職場を、そしてJA全体を覆うことでしょう。

組合員さんの笑顔、地域住民・利用者の笑顔、役職員の笑顔

「笑顔のJA、スマイルJAナンバーワンを目指します。」

2. 経営方針

「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力」を発揮し、「食料・農業」と「組合員の暮らし・地域社会」の発展に貢献し続けます。

- (1) 「持続可能な農業の実現」に向け、地域農業継承への挑戦に取り組みます。
 - ・農家組合員の所得確保・増大に向けた取組みの実践
 - ・農村を維持する多様な担い手に対する営農継続の支援
 - ・大規模農業者との継続した関係づくりの強化
 - ・次世代対策への取組みとJAとのつながり強化および青壮年組織の活性化
 - ・農政運動を通じた政策の確立と、食料・農業・JAへの理解促進のための広報活動
- (2) 「豊かで暮らしやすい地域共生社会の実現」に向け、JAの活動・事業を通じた仲間づくりに取り組みます。
 - ・日常的な接点（つながり）活動とJA利用を通じた『JAのファンづくり・仲間づくり』
 - ・地域住民への“伝える”活動の強化
 - ・JA女性組織の活性化と女性のJA運営への参画促進
 - ・組合員・利用者のくらしを軸とした総合事業・活動の展開
- (3) 「協同組合としての役割発揮」に向け、JAの使命を果たすための経営基盤の確立に取り組みます。
 - ・将来にわたってJAが使命を果たしていくための事業改革の実践
 - ・JAグループ滋賀「DX対策」基本構想の実現
 - ・JA活動・事業の原動力となる職員の育成（人づくり）
 - ・適切なりスク管理による信頼される組織・事業運営の実践

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、ガバナンスの強化を図っています。

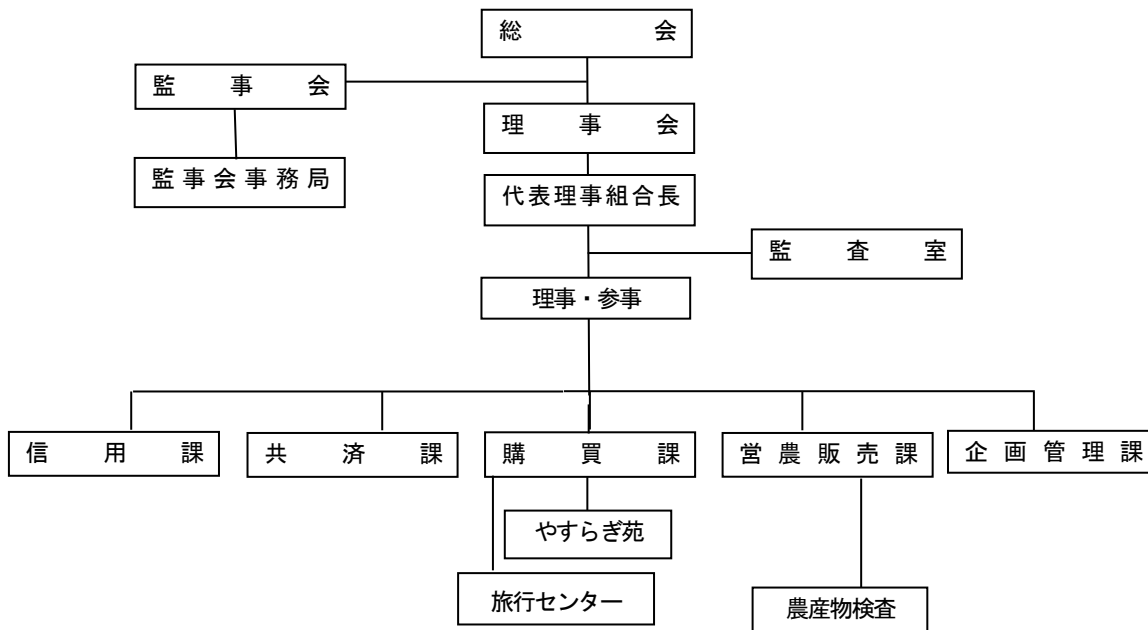
4. JAの組織の概要

(1) JAのプロフィール

◇設立	昭和23年4月	◇組合員数	1,287人
◇本店所在地	東近江市垣見町	◇役員数	13人
◇出資金	1.7億円	◇職員数	40人
◇総資産	174億円	◇単体自己資本比率	20.13%

(2) 機構図

令和7年12月31日現在



(3) 役員構成 (役員一覧)

(令和8年3月23日現在)

役員	氏名	役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	川南 誠孝	理事	水谷 進	代表監事	上林 慎治
理事・参事	小林 俊夫	〃	山川 雅美	監事	上田 德行
金融担当理事	上田 一行	〃	井口 吉幸	員外監事	小島 菊代
筆頭理事	大西 由治	〃	荻野 こよ子		
理事	山本 清治	〃	井口 弥一郎		

(4) 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正組合員	472	451	△21
個人	462	440	△22
法人	10	11	1
准組合員	812	836	24
個人	788	814	26
法人	0	0	0
その他の団体	24	22	△2
合 計	1,284	1,287	3

(5) 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
農 事 改 良 組 合	12集落
女 性 部	20名
年 金 友 の 会	842名
地 域 農 業 者 連 絡 協 議 会	認定農業者13名 集落農業団体等11団体

当組合の組合員組織を記載しています。

(6) 特定信用事業代理業者の状況

該当する代理業者はありません。

(7) 地区一覧

【東近江市】 長勝寺町、神郷町、種町、今町、垣見町、躰光寺町
小川町、川南町、阿弥陀堂町、新宮町、乙女浜町

(8) 沿革・あゆみ

J A東能登川管内は、滋賀県の東部・1級河川愛知川左岸河口付近に展開する湖辺部平坦地で肥沃な耕地に恵まれた地区であるがJR琵琶湖線を境として、東部地域は住宅開発が進み又、愛知川沿岸については、工業地域として線引がなされ大小の企業の誘致を見ている。

J A東能登川管内12地区の耕地面積約470haの内水稻作付面積約300haの水稻単作地帯であり、生産調整として小麦を中心とした集団転作、水田利用園芸作物に取り組んでいる。

集落営農組合組織、農事組合法人による、大型機械の共同利用で農地を守る営農が進められている。

【JAのあゆみ】

昭和23年	4月	東能登川町農業協同組合設立	
29年	1月	農協共済事業開始	
48年		貯金残高10億円突破	
48年	12月	簡易ガス事業大阪通産局認可	
49年		貯金業務に電算機(バロース)導入	
49年	10月	系統為替滋賀県センター発足	
50年	7月	国庫金振込事務取扱い開始	
51年	10月	能登川町中部地区圃場事業 乙女浜地区より工事開始	
52年		貯金残高20億円突破	
55年	7月	貯金業務オンライン化実施 端末機オリベッティ導入	
55年	10月	為替業務オンライン化実施	
55年	12月	第1回農業まつり開催	
55年		貯金残高30億円突破	
56年	11月	貸付業務オンライン化実施	
57年	1月	県下農協間貯金ネットサービス開始	
57年	8月	乾燥調製施設(ライスセンター)小川に建設稼動	
58年	3月	全銀加盟に伴い東能登川農業協同組合に名称変更、農機具格納庫(小川)231.4㎡建設	
58年	9月	全銀内国為替制度加盟	
58年	11月	キャッシュサービス開始、CD設置	
59年	3月	全国農協間ネットサービス開始	
60年	3月	東能登川農協 年金友の会設立	
60年	6月	低温倉庫1,000t 収容(麦200t、米800t)小川に建設	
61年	6月	葬祭事業開始	
61年	9月	連倉下屋裏(垣見)323.11㎡改修建設	
62年	8月	農産物集荷場(小川)214.44㎡建設	
62年		貯金残高50億円突破	
63年	4月	滋賀銀行とのCDオンライン提携(SNS)開始	
63年	5月	ライスセンター荷受2系列貯留乾燥機(150t)増設稼動	
63年	10月	共済業務オンライン化実施	
平成	2年	7月	都銀、地銀とのCDオンライン提携(MICS)開始
	2年	8月	種農産物集荷場439.9㎡、建設連倉下屋表(垣見)198.32㎡改修建設
	2年		貯金残高60億円突破
	3年	2月	サンデーバンキング開始
	4年	4月	農協CI導入 愛称は「JA」に
	4年		貯金残高70億円突破
	5年	9月	本所(垣見)事務所1,200.9㎡新築完成
	5年	11月	本所(垣見)購買倉庫199.65㎡新築完成、購買業務・日計業務オンライン化開始
	6年	6月	販売業務オンライン化開始
	6年	9月	国債等窓販業務(自己窓販)の取扱開始
	8年	10月	貸出金10億円突破
	10年	2月	第50回通常総会開催
	10年	4月	旅行業務の取扱開始・Nツアー端末機設置
	11年	3月	第24回優良農業倉庫事業者 全農会長賞受賞
	11年	6月	集落営農連絡会(7集落)設立
	11年	10月	信用事業ジャステム移行稼動・信用情報端末機設置
			3級ホームヘルパー養成講座4JA(滋賀蒲生、湖東、西小椋、)共催
	12年	4月	全国共済連(全共連)統合
	13年	4月	全農と県経済連が統合・一般旅行業務取扱開始
	13年	9月	ライスセンター米出荷用紐くりロボット導入
	13年	10月	農業生産総合対策事業大豆コンバイン導入
	14年	7月	ライスセンター湿式除塵処理装置改修
	15年	6月	朝市の開始
	15年	7月	エコフォスター事業開始、米麦品質判定器、食味分析計導入
	16年	4月	ハブ米の作付開始(畦畔にハブ「ペニロヤロバント」)植付

- 16年 6月 色彩選別機導入
- 16年 7月 第1回ふれあい夏まつり開催
- 16年12月 貯金残高80億円突破
- 17年 7月 登録商標「香りの風 水土里のハーブ娘」認可
- 18年 9月 JA東能登川 “虹のホール” 「やすらぎ苑」オープン
- 18年12月 第25回農業まつり開催
- 19年 2月 第6回JAバンク全国大会優績JA受賞
- 19年 5月 東能登川農協地域水田農業推進協議会設立総会
- 19年10月 玄米蔵出しオーナー制度開始
- 20年 3月 第60回通常総会開催
- 22年 8月 ライスセンター主操作盤改修工事
- 23年 7月 Compass-JA 稼働 (県オンラインシステム)
- 23年12月 貯金残高100億円突破
- 25年 7月 農産物直売所「菜々笑」オープン、第10回ふれあい夏まつり開催
- 26年10月 平成26年度 臨時総会
- 26年12月 加工所「菜々笑の食卓」オープン
- 27年 2月 子会社(株)アグリやわたの郷設立
- 27年11月 東能登川農産物集荷場竣工式
- 27年12月 第35回農業まつり開催
- 28年 7月 事務所レイアウト変更工事
- 28年12月 貯金残高150億円突破
- 29年 7月 地域農業者連絡協議会設立
- 30年 3月 第70回通常総会開催
- 31年 3月 第71回通常総会開催
- 令和 1年 5月 元号が平成から令和へ
- 2年 3月 第72回通常総会開催
- 2年 4月 新型コロナウイルス感染防止のため、全国に緊急事態宣言が発令
- 3年 3月 第73回通常総会開催
- 4年 3月 第74回通常総会開催
- 4年12月 第40回農業まつり開催
- 5年 3月 第75回通常総会開催
- 5年 7月 次期県システム稼働
- 6年 3月 第76回通常総会開催
- 7年 3月 第77回通常総会開催
- 7年 2月 営業店システム稼働
- 7年12月 農産物直売所「菜々笑」閉店
- 8年 3月 第78回通常総会開催

(9) 店舗等のご案内

令和7年12月現在

店 舗 名	住 所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本 所	東近江市垣見町818番地	0748-42-1345	1
やすらぎ苑	東近江市林町110-1番地	0748-42-0983	—
ライスセンター	東近江市小川町3420番地	0748-42-4078	—
農産物集荷場	東近江市神郷町1067番地	—	—

5. 事業の概況（令和7年度）

○当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

昨年の本地域の農業情勢を振り返りますと、資材価格の高止まりや天候不順など厳しい要因が続いたものの、組合員各位の不断のご努力により、東近江市の水稻作では概ね安定した生育が確保されました。特に作況指数は105となり、平年を上回る収量を得られたことは、適切な水管理や高温対策の取り組みの成果であり、地域の生産基盤の強さを示されました。加えて、昨年は米価において大きな前進が見られました。令和6年度より、主力品種であるコシヒカリ1等米の概算金が17,000円から29,000円へと大幅に改善し、長らく続いた低迷局面から大きく反転したことは、経営再建に向けた大きな希望となりました。

事業活動では令和7年産米については当JAの集荷実績は29,087袋（計画比85.3%）となり、1等比率12.3%となりました。品質低下の要因は、出穂・開花期となる7月下旬～8月中旬が記録的な高温となった影響により乳白粒の発生と虫害による被害が多く発生し、米だけでなく大豆にも影響を及ぼしました。このような状況の中、ドローンによる一斉防除や土づくり資材の推進、営農事業説明会の意見交換にて収量・品質向上に取り組みました。また、令和7年産米より「にじのきらめき」の栽培試験を地域農業者連絡協議会にて行いました。しかしながら一部、収穫適期がずれるなど課題も残りました。

また、令和3年度から取り組んでおります経営改善計画は5年が経過し、第7次中期経営計画とともに「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」をテーマに掲げ、総合事業としての機能を発揮し、各事業に取り組んでまいりました。経営状況につきましては、組合員・地域の皆さまの多大なるご理解・ご利用により、事業総利益200,526千円（計画比96.9%）、事業利益4,806千円となりました。

「直売所菜々笑」につきましては平成25年7月オープンから12年が経過いたしました。

農業者の減少は未だ進行しており、当直売所もその影響で出荷品が少なく、収支は改善されず、赤字が続いておりました。JAを取り巻く環境も日々変化し、経営に及ぼす影響も年々大きくなっております。

その中、「直売所菜々笑」は令和7年12月26日（金）をもって閉店という判断をさせていただきました。

出荷者さまや利用者さまには、ご理解を頂きたいと伴に多大なるご協力の感謝とJAの力不足をおわび申し上げます。

以下、各事業の成果についてご報告いたします。

信用事業

農業・農業者の支援強化として低金利な農業近代化資金とアグリマイティ資金を提供し、農業経営をサポートさせていただきました。

年金振込を基軸に各種口座振替等メイン化に向けて取り組み、お誕生日プレゼントや年金友の会活動など特典と楽しみのあるサービスの提供をさせていただきました。また、社会保険労務士による年金相談会を開催し、年金請求手続きのお手伝いをさせていただきました。

住宅・マイカー等のローン相談を通じて、給与振込・JAカード・ネットバンク等の推進を行い、生活メインバンクとして次世代・次々世代の獲得に取り組みました。

共済事業

契約者を第一に考えた継続的な訪問活動を行い、組合員・利用者とのつながりづくりに取り組みました。

営農部門と連携しながら農作業安全啓発と農業保障分野の保障充足の活動を行いました。

管内での自然災害での対応を中心に、共済金支払の迅速・適正化に取り組みました。

サービス拡充のためwebマイページ、JA共済アプリの登録推進を行いデジタル技術を活用した利用者の利便性向上に取り組みました。

法令に基づく「適切な共済推進」を周知徹底し、組合員・利用者の満足度向上をめざし、コンプライアンス態勢の強化に取り組みました。

JAの夏まつりに合わせてJA共済アンパンマンミニショーを開催し、こども共済ご加入者のご家族の皆様にご来場をいただきました。

購買事業

営農と連携し、水稻、小麦、大豆の品質・収量向上及び温暖化に対応するため、土づくりの利用推進、資材散布の請負作業を行いました。また、肥料・農薬の銘柄集約や早期仕入によるコスト低減、安定供給に取り組みました。

環境保全の取り組みとして、初めに環境こだわり栽培からプラスチックを使用しない被覆レス肥料への切り替えの提案を行いました。作物別に順次、検討し提案を行います。

6. 農業振興活動

指導事業

水稻は昨年同様に夏の高温障害で品質が著しく低下しましたが、収量はそれほど大きく影響しませんでした。麦は、今年びわほなみへ品種転換したことにより収量は、農林61号より1.3倍も多く収穫することが出来ましたが、6月中旬の断続的な降雨の後に収穫された小麦で穂発芽粒が見受けられました。大豆についてはカメムシ類の虫害による品質低下、青立ちによる収量減少となりました。

園芸野菜は4月の降雹被害、夏の猛暑や水不足（降雨）、温暖化により一部被害が見られ、品質、収量に大きく影響いたしました。

J A 東能登川地域農業者連絡協議会では、「びわほなみ」や水稻の栽培に向けて研修会等を開催しました。また、令和8年産米に向けて販売状況や卸業者との意見交換を行いました。

販売事業

各町農業関係組織の理解と協力を頂きましたが、米の集荷は夏の猛暑等の影響や在庫不足による保有米への確保の影響もありましたが、米の価格高騰もあり昨年より多くの集荷数となりました。

蔵出しオーナー等、産地直売は米不足の影響により取扱量増大となりました。

利用事業

水稻育苗は播種計画に基づき健苗づくりに努め、高品質な苗を供給することが出来ました。

米麦共同乾燥調製施設は共同利用の促進、維持管理の徹底、適正稼働で施設運営コストの低減を目指しました。

大豆乾燥調製は、夏の猛暑等の影響や病害虫により品質低下等の影響により減少しました。集約した乾燥調製で品質向上に努め、作業の効率化と低コスト化を図りました。

スマート農業への取り組みはドローンによる防除に取り組みました。

事業間連携は近隣 J A と水稻育苗、機械倉庫、玉ねぎ機械の事業間連携を行い管理コストの低減に取り組みました。

7. 地域貢献情報

食と農の大切さが学べる食農教育の取り組みとして、能登川東小学校5年生児童を対象に田んぼの学校を開催しました。また、3年生の授業の中で「畑・野菜づくり・たんきゅう」に協力しました。

「健康寿命100歳プロジェクト」の取り組みとして地域の皆様の健康を守るため J A 健診を実施し、JA 共済連地域貢献活動の支援として受診料の一部を助成させていただきました。

地域貢献活動として東小学校全児童へ折りたたみ日傘を寄贈しました。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで、当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで、

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことで、当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「緊急時対応マニュアル」（又は「不測時対応計画」）等を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっ

ています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「組合員相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口【電話：0748-42-1345（月～金 9時～15時）】

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

滋賀弁護士会【電話：077-522-3238】

京都弁護士会【電話：075-231-2378】

- ① の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク、JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所【電話：03-5368-5757】

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構【電話：本部0120-159-700】

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター【電話：本部0570-078-325】

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター【電話：東京本部03-3346-1756】

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者の皆さまのニーズにお応えするため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年12月末における自己資本比率は、18.40%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	東能登川農業協同組合
資本金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	171,248千円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に促え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中央金庫という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の皆さまはもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

○内国為替手数料

○貯金業務に関する手数料

- ATM利用手数料
- 貸出金に関する手数料
- その他の業務手数料（債券口座管理、保護預かり、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど）

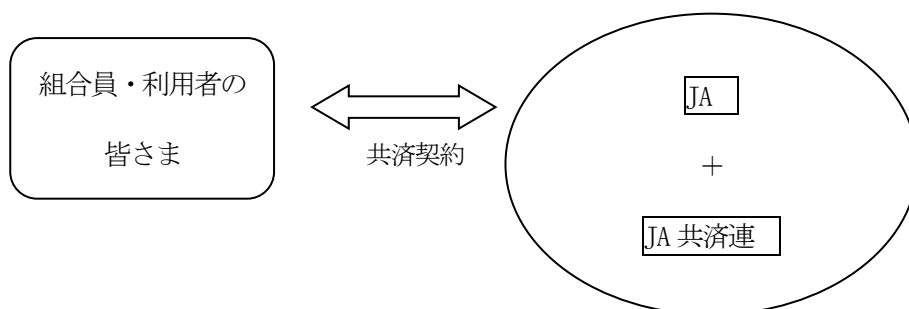
〔共済事業〕

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA 共済の仕組み

JA 共済は、平成17年1月1日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA : JA 共済の窓口です。

JA 共済連 : JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇指導事業

農業者の高齢化、担い手・後継者の不足が地域農業の大きな問題となっています。

このようななか、めまぐるしく変わる農業情勢の動向を見極め、地域農業の振興を図るとともに、持続可能な農業の実現を目指します。

また、集落営農組織の基盤強化と併せ、地域農業の受け皿となる JA 子会社を設立し、「耕作放棄地発生ゼロ対策」に向けた取組みを進めるための事業展開に努めます。

◇販売事業

安全・安心な食料の供給、食料自給率の向上と併せ需要に応じた安全・安心な農産物の生産・流通の促進強化に営農部門と一体となり取組み販路の拡大に努めます。

◇購買事業

肥料・農薬などの農業生産に必要な生産資材を営農指導と連携し、組合員に「安く安全で良質の品物を安定的に供給する」ことを目的とし、サービスの提供に努めます。

また生活資材においては、食品・生活用品・耐久消費財など生活に必要な品目を供給するように取組みます。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自

の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 6 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 6 年 3 月末現在で 4,785 億円となっています。

【 経 営 資 料 】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度(令和6年12月31日)	7年度(令和7年12月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	17,174,679	16,360,492
(1) 現金	40,474	34,513
(2) 預金	14,427,826	13,591,025
系統預金	(14,425,176)	(13,588,848)
系統外預金	(2,650)	(2,176)
(3) 有価証券	1,152,830	1,164,065
国債	(681,740)	(723,695)
地方債	(205,870)	(202,220)
政府保証債	(265,220)	(238,150)
(4) 貸出金	1,492,987	1,503,488
(5) その他の信用事業資産	60,867	67,732
未収収益	(56,514)	(64,698)
その他の資産	(4,352)	(3,033)
(6) 貸倒引当金	△ 307	△ 333
2 共済事業資産	127	52
3 経済事業資産	259,753	402,022
(1) 経済事業未収金	42,060	42,244
(2) 経済受託債権	164,416	315,444
(3) 棚卸資産	43,371	36,924
購買品	(42,888)	(36,175)
その他の棚卸資産	(483)	(748)
(4) その他の経済事業資産	10,576	8,246
(5) 貸倒引当金	△ 672	△ 837
4 雑資産	33,133	29,453
5 固定資産	202,923	202,013
(1) 有形固定資産	204,004	200,925
建物	(706,734)	(706,734)
機械装置	(339,222)	(340,060)
土地	(76,692)	(76,692)
建設仮勘定	(—)	(10,000)
その他の有形固定資産	(159,930)	(163,316)
減価償却累計額	(△ 1,080,575)	(△1,095,878)
(2) 無形固定資産	919	1,088
6 外部出資	460,045	460,045
(1) 外部出資	460,045	460,045
①系統出資	(437,145)	(437,145)
②系統外出資	(8,000)	(8,000)
③子会社出資	(14,900)	(14,900)
7 繰延税金資産	28,908	30,470
資産合計	18,159,571	17,484,550

(単位：千円)

科 目	6年度(令和6年12月31日)	7年度(令和7年12月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	17,021,241	16,412,306
(1) 貯金	16,994,047	16,367,483
(2) その他の信用事業負債	27,193	44,823
未払費用	(5,537)	(18,412)
その他の負債	(21,655)	(26,410)
2 共済事業負債	34,095	33,964
(1) 共済資金	9,801	9,528
(2) 未経過共済付加収入	24,182	24,072
(3) 共済未払費用	111	363
(4) その他の共済事業負債	-	-
3 経済事業負債	119,109	133,610
(1) 経済事業未払金	69,102	110,450
(2) 経済受託債務	47,176	19,867
(3) その他の経済事業負債	2,831	3,292
4 雑負債	24,308	30,169
(1) 未払法人税等	310	310
(2) 資産除去債務	15,394	15,398
(3) その他の負債	8,603	14,460
5 諸引当金	135,119	129,015
(1) 賞与引当金	10,270	10,560
(2) 退職給付引当金	98,035	90,705
(3) 役員退任慰労引当金	12,296	14,193
(4) 特例業務負担引当金	14,517	13,555
負債合計	17,333,873	16,739,065
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	970,523	978,697
(1) 出資金	171,728	171,248
(2) 資本準備金	332	332
(3) 再評価積立金	1,842	1,842
(4) 利益剰余金	796,655	805,409
利益準備金	(190,800)	(191,800)
その他利益剰余金	(605,855)	(613,609)
施設等改修積立金	250,000	250,000
有価証券価格変動積立金	27,900	27,900
税効果調整積立金	28,908	28,908
情報システム・DX対策積立金	15,000	15,000
特別積立金	228,000	228,000
当期末処分剰余金	56,047	63,801
(うち当期剰余金)	4,836	12,216
(5) 処分未済持分	△35	△135
2 評価・換算差額等	△144,826	△233,213
(1) その他有価証券評価差額金	△144,826	△233,213
純資産合計	825,697	745,484
負債及び純資産合計	18,159,571	17,484,550

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度		7年度	
	自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日		自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日	
1 事業総利益	190,503		200,526	
事業収益	467,486		524,813	
事業費用	276,982		324,286	
(1) 信用事業収益		103,877		126,337
資金運用収益		95,225		116,171
(うち預金利息)		(62,157)		(74,976)
(うち有価証券利息)		(8,324)		(11,726)
(うち貸出金利息)		(12,947)		(16,878)
(うちその他受入利息)		(11,795)		(12,590)
役務取引等収益		2,595		2,776
その他事業直接収益		-		-
その他経常収益		6,056		7,388
(2) 信用事業費用		29,034		48,884
資金調達費用		8,083		23,596
(うち貯金利息)		(7,987)		(23,408)
(うち給付補填備金繰入)		(8)		(37)
(うち借入金利息)		(1)		(87)
(うちその他支払利息)		(85)		(63)
役務取引等費用		1,864		2,354
その他事業直接費用		-		-
その他経常費用		19,086		22,933
(うち貸倒引当金繰入額)		(10)		(26)
(うち貸倒引当金戻入益)		(-)		(-)
信用事業総利益	74,842		77,452	
(3) 共済事業収益		44,610		45,752
共済付加収入		42,311		42,961
その他の収益		2,298		2,791
(4) 共済事業費用		2,442		3,196
共済推進費		1,240		1,790
共済保全費		311		351
その他の費用		891		1,054
共済事業総利益	42,168		42,556	
(5) 購買事業収益		203,523		221,115
購買品供給高		199,304		218,042
購買手数料		795		1,357
その他の収益		3,422		1,715
(6) 購買事業費用		164,957		180,494
購買品供給原価		154,355		170,029
その他の費用		10,601		10,465
(うち貸倒引当金繰入額)		(-)		(169)
(うち貸倒引当金戻入益)		(△5)		(-)
(うち貸倒損失)		(3)		(-)
購買事業総利益	38,566		40,620	
(7) 販売事業収益		32,399		22,936
販売品販売高		8,502		8,321
販売手数料		18,815		10,862

科 目	6年度		7年度	
	自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日		自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日	
その他の収益		5,081		3,753
(8) 販売事業費用		16,945		16,235
販売品販売原価		7,014		6,027
販売費		6,278		6,096
その他の費用		3,653		4,111
(うち貸倒引当金繰入額)		(6)		(-)
(うち貸倒引当金戻入益)		(-)		(△14)
販売事業総利益	15,453		6,701	
(9) 保管事業収益		4,974		3,344
(10) 保管事業費用		1,986		2,561
保管事業総利益	2,987		782	
(11) 利用事業収益		76,520		102,126
ライスセンター収益		17,655		39,957
育苗センター収益		17,589		17,404
葬祭収益		25,078		25,341
その他利用収益		16,197		19,423
(12) 利用事業費用		58,590		67,792
ライスセンター費用		21,611		27,609
育苗センター費用		10,232		9,456
葬祭費用		23,013		24,656
その他利用費用		3,732		6,070
利用事業総利益	17,930		34,334	
(13) 指導事業収入		1,581		3,200
賦課金		506		516
指導雑収入		1,075		2,683
(14) 指導事業支出		3,026		5,121
営農改善費		258		250
生活改善費		536		562
広報活動費		697		735
農政活動費		212		193
指導雑費		1,320		3,378
指導事業収支差額	△1,455		△1,920	
2 事業管理費	185,873		195,719	
(1) 人件費		133,924		137,931
(2) 業務費		16,251		19,953
(3) 諸税負担金		8,317		8,675
(4) 施設費		26,370		27,548
(5) その他事業管理費		1,009		1,611
事業利益		4,630		4,806
3 事業外収益	7,097		6,943	
(1) 受取出資配当金		6,024		5,561
(2) 賃貸料		98		98
(3) 雑収入		974		1,283
4 事業外費用	4,054		792	
(1) 寄付金		3,600		6
(2) 雑損失		453		786

科 目	6年度		7年度	
	自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日		自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日	
経常利益		7,672		10,957
5 特別利益	1,706	—		
(1) 固定資産処分益		—		—
(2) 一般補助金		1,706		—
6 特別損失	1,706	—		
(1) 固定資産処分損		0		—
(2) 固定資産圧縮損		1,706		—
(3) 減損損失		—		—
税引前当期利益	7,672		10,957	
法人税、住民税及び事業税		2,443		304
法人税等調整額		392		△1,562
法人税等合計	2,836		△1,258	
当期剰余金	4,836		12,215	
当期首繰越剰余金		50,818		51,585
税効果調整積立金取崩額		392		—
当期未処分剰余金		56,047		63,801

3. 注記表

【令和7年度 注記表】

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ・時価のあるもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品(単品管理商品及び数量管理商品)
 - ・・・総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ・購買品(集約管理商品)・・・売価還元法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- ・その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。))及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年間)で定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が1,000千円未満の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権(正常先及び要注意先(要管理先を含む。))については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5)特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(3) 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗に応じて収益を認識しております。

(4) 利用事業

主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産(純額)

30,470 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和8年2月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は 348,097 千円であり、その内訳は次のとおりです。なお、当事業年度は圧縮記帳を実施していません。

土地・25,956 千円 建物・130,346 千円

構築物・15,635 千円 機械装置・170,304 千円 器具及び備品・4,215 千円 車輛運搬具・70 千円 無形固定資産・1,571 千円

2. 担保に供している資産

定期預金 200,000 千円を借入金(当座借越)担保に供しています。また、定期預金 1,000,000 千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務

・子会社に対する金銭債権の総額は、10,157 千円です。

・子会社に対する金銭債務の総額は、34,959 千円です。

4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額

うち事業取引高 25,605 千円

うち事業取引以外の取引高 484 千円

合計 26,089 千円

(2) 子会社との取引による費用総額

うち事業取引高 348 千円

うち事業取引以外の取引高 - 千円

合計 348 千円

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うと

ともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.78%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27,152千円上昇するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む。)が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表に含めず、(3)に記載しています。

(単位:千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	13,591,025	13,547,140	△43,885
有価証券	1,164,065	1,140,780	△23,285
満期保有目的の債券	599,475	576,190	△23,285
その他有価証券	564,590	564,590	
貸出金	1,503,488		
貸倒引当金(注)	△333		
貸倒引当金控除後	1,503,155	1,499,695	△3,460
資 産 計	16,258,245	16,187,615	△70,630
貯 金	16,367,483	16,321,152	△46,331
負 債 計	16,367,483	16,321,152	△46,331

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

貸借対照表計上額

外部出資 460,045

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	13,591,025	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	500,000	-	900,000
満期保有目的 の債券	-	-	-	400,000	-	200,000
その他有価証券 のうち満期がある もの	-	-	-	100,000	-	700,000
貸出金(注)	112,030	101,426	94,531	86,118	78,180	1,031,202

(注)貸出金のうち、当座貸越 6,580 千円については「1年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注)	14,946,639	549,291	865,683	5,017	850	-

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	499,475	488,830	△10,645
	地方債	100,000	87,360	△12,640
合計		599,475	576,190	△23,285

(2) その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額の取得原価 又は償却原価を超えるもの	債券	102,220	99,981	2,238
	地方債	102,220	99,981	2,238
	小計	102,220	99,981	2,238
貸借対照表計上額の取得原価 または償却原価を超えないもの	債券	462,370	697,821	△235,451
	国債	224,220	397,821	△173,601
	政府保証債	238,150	300,000	△61,850
	小計	462,370	697,821	△235,451
合計		564,590	797,802	△233,213

なお、上記差額が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

期首における退職給付引当金	98,035
退職給付費用	8,763
退職給付の支払額	△16,093
期末における退職給付引当金	90,705

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	124,152
年金資産	△33,447
未積立退職給付債務	90,705
退職給付引当金	90,705

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	8,763
----------------	-------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,824 千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は 13,007 千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	25,669
役員退職慰労引当金	4,016
賞与引当金	2,988
未払費用	463
特例業務負担引当金	3,836
資産除去債務	4,357
外部出資償却	169
固定資産減損損失	8,604
棚卸資産評価損	28
その他有価証券評価差額金	65,999
税務上の繰越欠損金	2,810
その他	165
繰延税金資産小計	119,110
評価性引当額	△88,639
繰延税金資産合計	30,470

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
事業の利用分量による配当	△4.4%
住民税均等割等	2.8%
税務上の繰越欠損金	-28.9%
評価性引当額の増減	-1.1%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-6.9%
その他	5.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-11.5%

3. 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第 13 号)」が令和7年3月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 27.60%から 28.30%となりました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、753 千円増加し、法人税等調整額は 753 千円減少しています。

IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【令和6年度 注記表】

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - ・時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購入品（単品管理商品及び数量管理商品）・・・総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・購入品（集約管理商品）・・・売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・その他棚卸資産・・・最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、不保全額から、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、債権額が1,000千円未満の債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて、算定しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

特例業務負担引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、主に組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

主に組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

主に組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

農業関連事業は、主にライスセンター・育苗施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各施設において行われる組合員が生産した農産物の調製、組合員が農産物を生産するための苗の育成等の施設利用目的を達成した一時点において充足されると判断し、農産物の調製等作業の完了時点、育成した苗の引渡時点等の利用サービスの完了時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、利用事業のうち葬祭事業は、葬祭ホール等を活用した葬儀サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、一連の葬儀サービスが完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨て表示しています。また、記載金額未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（純額）

28,908 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。課税所得の見積額については、令和7年2月に作成した収支シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税

金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額は 348,097 千円であり、その内訳は次のとおりです。

土地・・25,956 千円 建物・・130,346 千円

構築物・・15,635 千円 機械装置・・170,304 千円 器具及び備品・・4,215 千円 (うち当期圧縮額 135 千円) 車輛運搬具
・・70 千円 無形固定資産・・1,571 千円 (うち当期圧縮額 1,571 千円)

2. 担保に供している資産

定期預金 200,000 千円を借入金 (当座借越) 担保に供しています。また、定期預金 1,000,000 千円を為替決済の担保にそれぞれ供しています。

3. 子会社に対する金銭債権・金銭債務

- ・子会社に対する金銭債権の総額は、8,175 千円です。
- ・子会社に対する金銭債務の総額は、21,991 千円です。

4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき理事及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

5. 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 (破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。) です。
- ③ 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高	23,390 千円
うち事業取引以外の取引高	479 千円
合計	23,869 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高	644 千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
合計	644 千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金をもとに、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付けを行っています。また、残った余裕金を滋賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が8,462千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表に含めず、(3)に記載しています。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	14,427,826	14,398,364	△29,462
有価証券	1,152,830	1,148,950	△3,880
満期保有目的の債券	499,950	496,070	△3,880
その他有価証券	652,880	652,880	
貸出金	1,492,987		
貸倒引当金(注)	△307		
貸倒引当金控除後	1,492,680	1,496,560	3,880
資 産 計	17,073,336	17,043,874	△29,462
貯 金	16,994,047	16,970,319	△23,727
負 債 計	16,994,047	16,970,319	△23,727

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

①預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

①貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

460,045

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	14,427,826	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	500,000	800,000
満期保有目的 の債券	-	-	-	-	400,000	100,000
その他有価証 券のうち満期 があるもの	-	-	-	-	100,000	700,000
貸出金 (注)	106,186	95,191	93,565	85,031	78,636	1,034,376

(注) 貸出金のうち、当座貸越7,053千円については「1年以内」に含めています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (注)	16,246,722	175,591	537,217	17,567	16,947	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	399,950	398,440	△1,510
	地方債	100,000	97,630	△2,370
合 計		499,950	496,070	△3,880

(2) その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券	105,870	99,976	5,893
	地方債	105,870	99,976	5,893
	小計	105,870	99,976	5,893
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	547,010	697,729	△150,719
	国債	281,790	397,729	△115,939
	政府保証債	265,220	300,000	△34,780
	小計	547,010	697,729	△150,719
合計		652,880	797,706	△144,826

なお、上記差額が「その他有価証券評価差額金」として計上されています。

VII. 退職給付に関する注記

2. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構との契約による中小企業退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	107,211
退職給付費用	10,130
退職給付の支払額	△19,306
期末における退職給付引当金	98,035

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	135,798
年金資産	△37,763
未積立退職給付債務	98,035
退職給付引当金	98,035

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で算定した退職給付費用	10,130
----------------	--------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要す

る費用に充てるため拠出した特例業務負担金1,856千円を含めて計上しています。

なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の額は15,556千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

(繰延税金資産)

退職給付引当金	27,057
役員退職慰労引当金	3,393
賞与引当金	2,834
未払費用	438
未払事業税	41
特例業務負担引当金	4,006
資産除去債務	4,248
外部出資償却	165
固定資産減損損失	8,732
棚卸資産評価損	26
その他有価証券評価差額金	39,971
その他	161
繰延税金資産小計	91,079
評価性引当額	△62,171
繰延税金資産合計	28,908

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.7%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.8%
事業の利用分量による配当	△6.3%
住民税均等割等	4.0%
過年度法人税等支払額	27.8%
評価性引当額の増減	△55.7%
その他	36.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%

IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第77年度	第78年度
1 当期末処分剰余金	56,047	63,801
2 任意積立金取崩額	-	277,900
施設等改修積立金	-	250,000
有価証券価格変動積立金	-	27,900
計	56,047	341,701
3 剰余金処分額	4,461	289,730
(1) 利益準備金	1,000	2,500
(2) 任意積立金	-	283,562
施設等改修積立金	-	50,000
有価証券価格変動積立金	-	232,000
税効果調整積立金	-	1,562
(3) 出資配当金		
普通出資に対する配当金	1,699	1,708
(4) 事業分量配当金	1,762	1,958
4. 次期繰越剰余金	51,585	51,971

注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和6年度 1.0% 令和7年度 1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和6年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり 50 円とする。

令和7年度 予約水稲肥料・農薬供給高千円当たり 50 円とする。

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位：千円)

種類・積立目標額	積立目的	取崩基準	当期末残高	積立後残高
施設改修等積立金 ・5億円	組合の所有する施設の取得、修繕、更新、施設稼働の事故処理等の原資にあてる。	当期剰余金に重要な影響を与える修繕費、事故処理及び減価償却費を計上した時。	250,000	50,000
有価証券価格変動積立金・有価証券の期末帳簿合計残高の20/100を積立てる。	有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるために積み立てる。	時価の著しい下落に伴う評価損計上(減損処理)により当期剰余金に重要な影響を与える場合は、決算期日に取崩し、当該損失額に充当する。	27,900	232,000
税効果調整積立金 ・繰延税金資産相当額	税効果会計による繰延税金資産について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。	税効果会計による繰延税金資産(法人税等の前払い部分)について、回収時まで剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取崩す。	28,908	30,470
情報システム・DX対策積立金	将来の県域基幹システムの更改および組合員とJA間の「情報システム連携」など、当組合およびJAグループ滋賀が一体で取り組む「DX対策」に係るコスト対応のため	新たな県域基幹システムの更改時または「DX対策」により、具体的な費用負担が発生時に取崩す	15,000	15,000

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための教育情報繰越額が含まれています。

令和6年度 300千円 令和7年度 700千円

5. 部門別損益計算書 (第78年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	524,813	126,337	45,752	223,254	126,680	2,788	
事業費用 ②	324,286	48,884	3,196	159,251	108,395	4,558	
事業総利益③ (①-②)	200,526	77,452	42,556	64,002	18,285	△1,770	
事業管理費 ④	195,719	38,156	37,746	69,283	28,396	22,136	
（うち減価償却費⑤）	(15,035)	(1,532)	(893)	(9,371)	(2,735)	(501)	
（うち人件費 ⑤'）	(137,931)	(26,550)	(29,953)	(44,579)	(19,791)	(17,057)	
うち共通管理費 ⑥		15,996	11,789	25,631	8,723	5,636	△ 67,777
（うち減価償却費⑦）		(1,212)	(893)	(1,943)	(661)	(427)	(△ 5,138)
（うち人件費 ⑦'）		(9,994)	(7,365)	(16,013)	(5,450)	(3,521)	(△ 42,345)
事業利益 ⑧ (③-④)	4,806	39,296	4,809	△5,281	△10,111	△23,906	
事業外収益 ⑨	6,943	1,638	1,207	2,625	893	577	
うち共通分 ⑩		1,638	1,207	2,625	893	577	△6,943
事業外費用 ⑪	792	80	58	582	43	28	
うち共通分 ⑫		80	58	128	43	28	△338
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	10,957	40,854	5,957	△3,237	△9,261	△23,356	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	-	-	-	-	-	-	
うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	10,957	40,854	5,957	△3,237	△9,261	△23,356	
営農指導事業分配賦額 ⑲		6,592	5,337	8,553	2,873	△23,356	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	10,957	34,262	620	△11,791	△12,134		

*⑥. ⑩. ⑫. ⑮. ⑰は、各事業に直課できない額

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 (人件費を除いた事業管理費割+人数割+事業総利益割) の平均値
- (2) 営農指導事業 (配賦割+事業総利益割) の平均値

配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	23.60	17.39	37.82	12.87	8.32	100
営 農 指 導 事 業	28.22	22.85	36.62	12.31		100

確 認 書

1. 私は、当組合の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年3月23日

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	490,246	508,148	494,071	467,486	524,813
信用事業収益	101,725	103,090	102,344	103,877	126,337
共済事業収益	58,993	51,536	46,865	44,610	45,752
農業関連事業収益	200,427	230,561	214,521	206,045	223,254
生活その他事業収益	128,106	121,774	129,003	111,600	126,680
営農指導事業収益	995	1,188	1,336	1,352	2,788
経常利益	20,392	23,545	17,387	7,672	10,957
当期剰余金	17,230	6,782	11,994	4,836	12,215
出資金 (出資口数)	158,168 (158,168)	159,922 (159,922)	166,634 (166,634)	171,728 (171,728)	171,248 (171,248)
純資産額	955,002	853,521	866,094	825,697	745,484
総資産額	19,157,823	19,937,441	19,456,681	18,159,571	17,484,550
貯金等残高	17,849,786	18,766,995	18,249,629	16,994,047	16,367,483
貸出金残高	1,484,128	1,419,640	1,353,190	1,492,987	1,503,488
有価証券残高	911,190	800,530	798,630	1,152,830	1,164,065
剰余金配当金額	3,433	4,106	4,508	3,461	3,666
出資配当金	1,576	1,585	1,616	1,699	1,708
事業利用分量配当の額	1,857	2,521	2,892	1,762	1,958
職員数	25	23	25	20	23
単体自己資本比率	16.56	16.45	17.15	18.40	20.13

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	87,141	92,575	5,434
役員取引等収支	730	421	△309
その他信用事業収支	△13,029	△15,545	△2,516
信用事業粗利益	74,842	77,452	2,610
(信用事業粗利益率)	(0.41)	(0.44)	(0.03)
事業粗利益	213,901	229,118	15,217
(事業粗利益率)	(1.12)	(1.22)	(0.1)
事業純益	28,026	33,233	5,207
実質事業純益	28,028	33,398	5,372
コア事業純益	28,028	33,398	5,370
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	28,028	33,398	5,370

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	17,694,834	95,225	0.538	16,787,382	116,171	0.692
うち預金	15,290,786	73,952	0.483	13,891,289	87,566	0.630
うち有価証券	956,887	8,324	0.869	1,387,621	11,726	0.845
うち貸出金	1,447,159	12,947	0.894	1,508,470	16,878	1.118
資金調達勘定	17,461,312	8,083	0.046	16,549,079	23,596	0.142
うち貯金・定期積金	17,461,079	8,080	0.046	16,549,079	23,508	0.142
うち借入金	232	1	0.431	16,164	87	0.538
総資金利ざや	-	-	0.490	-	-	0.548

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯金奨励金（要項）が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	819	20,947
うち預金	84	13,614
うち有価証券	329	3,402
うち貸出金	406	3,931
支払利息	2,486	15,513
うち貯金・定期積金	2,441	15,428
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	45	86
差引	△1,667	△5,434

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯金奨励金（要項）が含まれています。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
流動性貯金	5,260,928 (30.1)	5,385,372 (32.5)	124,444
定期性貯金	12,160,480 (69.6)	11,121,701 (67.2)	△1,038,779
その他の貯金	39,633 (0.2)	41,969 (0.2)	2,336
計	17,461,042 (100)	16,549,044 (100)	△911,998
譲渡性貯金	-	-	-
合計	17,461,042	16,549,044	△911,998

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円，%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	11,473,851 (98.8)	10,616,148 (98.8)	△857,703
うち固定金利定期	11,472,381 (99.9)	10,614,077 (99.9)	△858,303
うち変動金利定期	1,470 (0.0)	2,071 (0.0)	600

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	-	-	-
証 書 貸 付	1,439,989 (99.4)	1,500,184 (99.4)	60,194
当 座 貸 越	7,308 (0.5)	8,257 (0.5)	949
割 引 手 形	-	-	-
合 計	1,447,297 (100)	1,508,442 (100)	61,144

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円，%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	536,840 (35.9)	505,310 (33.6)	△31,530
変 動 金 利 貸 出	949,093 (63.5)	991,598 (65.9)	42,504
そ の 他 (当 貸 等)	7,053 (0.4)	6,580 (0.4)	△473
合 計	1,492,987 (100)	1,503,488 (100)	10,501

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	11,090	12,780	1,689
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	-	-	-
そ の 他 担 保 物	5,443	5,801	357
小 計	16,533	18,581	2,047
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	777,114	784,543	7,429
そ の 他 保 証	-	-	-
小 計	1,326,032	1,344,666	18,633
信 用	150,421	140,241	△10,179
合 計	1,492,987	1,503,488	10,501

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	1,489,818 (99.8)	1,499,238 (99.8)	9,420
運 転 資 金	3,168 (0.2)	4,250 (0.2)	1,081
合 計	1,492,987 (100)	1,503,488 (100)	10,501

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	161,628 (10.8)	150,817 (10.0)	△10,810
林 業	-	-	-
水産業	-	-	-
製造業	213,819 (14.3)	214,562 (14.2)	743
鉱 業	23,485 (1.5)	22,474 (1.4)	△1,010
建設・不動産業	109,669 (7.3)	146,968 (9.7)	37,298
電気・ガス・熱供給水道業	11,850 (0.7)	5,227 (0.3)	△6,624
運輸・通信業	87,968 (5.8)	90,875 (6.0)	2,906
卸売・小売・飲食業	112,284 (7.5)	108,266 (7.2)	△4,018
サービス業	289,105 (19.3)	287,359 (19.1)	△1,745
金融・保険業	13,227 (0.8)	12,181 (0.8)	△1,045
地方公共団体	93,968 (6.2)	90,800 (6.0)	△3,168
非営利法人	-	-	-
その他	375,978 (25.1)	373,955 (24.8)	△2,023
合 計	1,492,987 (100)	1,503,488 (100)	10,501

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	57,744	58,359	615
穀 作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	-	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養 蚕	-	-	-
その他農業	40,446	35,328	△5,118
農業関連団体等	-	-	-
合 計	98,191	93,688	△4,503

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。このため「営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JA や全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	98,191	93,688	△4,503
農 業 制 度 資 金	-	-	-
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	98,191	93,688	△4,503

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれら に準ずる債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
危 険 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
要 管 理 債 権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
三月以上延 滞債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩 和債権	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
小 計	6年度	-	-	-	-	-
	7年度	-	-	-	-	-
正 常 債 権	6年度	1,494,001				
	7年度	1,504,812				
合 計	6年度	1,494,001				
	7年度	1,504,812				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者

に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	431	453	-	431	453	453	474	-	453	474
個別貸倒引当金	545	525	-	545	525	525	696	-	525	696
合 計	976	979	-	976	979	979	1,171	-	979	1,171

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	1,404	13,342	1,418	13,472
	金額	6,568,530	3,312,852	4,586,347	5,700,731
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	210	15	208	3
	金額	88,721	3,240,356	80,808	143
合 計	件数	1,614	13,357	1,626	13,475
	金額	6,657,252	6,553,208	4,667,155	5,700,875

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	456,882	887,729	430,847
地 方 債	199,945	199,966	21
政府保証債	300,059	299,925	-134
金 融 債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社 債	-	-	-
株 式	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合 計	956,886	1,387,620	430,734

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超3年 以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないも の	合 計
令和6年度								
国 債	-	-	399,950	-	-	281,790	-	681,740
地 方 債	-	-	105,870	-	-	100,000	-	205,870
政府保証債	-	-	-	-	-	265,220	-	265,220
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和7年度								
国 債	-	-	399,954	-	99,521	224,220	-	723,695
地 方 債	-	-	102,220	-	-	100,000	-	202,220
政府保証債	-	-	-	-	-	238,150	-	238,150
金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	399,950	398,440	△1,510	499,475	488,830	△10,645
	地 方 債	100,000	97,630	△2,370	100,000	87,360	△12,640
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合計	499,950	496,070	△3,880	599,475	576,190	△23,285	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	105,870	99,976	5,893	102,220	99,981	2,238
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	105,870	99,976	5,893	102,220	99,981	2,238
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	105,870	99,976	5,893	102,220	99,981	2,238	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	547,010	697,729	△150,719	462,370	697,821	△235,451
	国債	281,790	397,729	△115,939	224,220	397,821	△173,601
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	265,220	300,000	△34,780	238,150	300,000	△61,850
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
小計	547,010	697,729	△150,719	462,370	697,821	△235,451	
合計		652,880	797,706	564,590	797,802	△233,213	

② 金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	48,360	7,506,497	167,659	7,072,337
定期生命共済	33,000	182,000	3,000	185,000
養老生命共済	15,000	1,678,433	24,000	1,532,396
うちこども共済	15,000	964,200	24,000	930,200
医療共済	—	183,000	—	168,000
がん共済	—	10,000	—	9,000
定期医療共済	—	22,200	—	22,200
介護共済	58,500	181,459	37,420	207,379
年金共済	—	—	—	—
建物更生共済	679,700	15,401,530	613,390	15,089,660
合計	834,560	25,165,120	845,469	24,285,973

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	— 977	2,797 21,200	— 2,101	2,674 23,630
が ん 共 済	10 —	— 290	— 1,239	265 1,300
定 期 医 療 共 済	—	70	—	70
合 計	10 977	3,157 21,200	— 3,340	3,009 24,930

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	70,648	233,562	50,815	268,953
認 知 症 共 済	—	6,000	—	6,000
生活障害共済(定期年金型)	1,900	4,800	—	4,800
特 定 重 度 疾 病 共 済	2,500	19,500	4,800	24,300

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	5,809	153,402	9,869	152,372
年 金 開 始 後	—	71,172	3,351	72,306
合 計	5,809	224,574	13,220	224,679

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	3,812,600	2,916	3,955,900	3,168
自 動 車 共 済		50,966		53,279
傷 害 共 済	18,500,000	1,876	9,198,500	1,756
賠 償 責 任 共 済		166		144
自 賠 責 共 済		4,933		5,406
合 計		60,859		63,754

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：千円)

生産資材	種類	令和6年度		令和7年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	62,419	11,024	69,003	12,118
	農薬	45,117	7,971	56,639	10,379
	農業機械	1,546	△159	987	174
	その他	18,195	3,096	17,144	2,969
	計	127,278	21,932	143,775	25,641
生活資材	食品	2,331	304	2,170	237
	耐久消費財	4,332	511	8,346	950
	日用保健雑貨	20,765	6,577	22,635	6,826
	家庭燃料	60,960	15,398	60,917	15,170
	その他	3,159	332	5,319	543
	計	91,548	23,122	99,389	23,727
合計	218,827	45,054	243,165	49,369	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	257,447	12,022	241,127	7,005
麦・豆・雑穀	68,329	5,412	34,695	2,554
野菜	16,208	1,379	16,053	1,301
合計	341,986	18,813	291,877	10,862

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(3) 買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和6年度	令和7年度
雑穀豆類	488	—
農産物直売所（菜々笑）	8,013	8,321
合計	8,502	8,321

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和6年度	令和7年度
収益	保管料	3,667	2,395
	その他	1,306	948
	計	4,974	3,344
費用	保管費用	1,986	2,561
	計	1,986	2,561

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

		項目	令和6年度	令和7年度
収 益		ライスセンター収益	17,655	39,957
		育苗センター収益	17,589	17,404
		旅行収益	59	79
		葬祭収益	25,078	25,341
		その他利用収益	16,137	19,343
		計 A	76,520	102,126
費 用		ライスセンター費用	21,611	27,609
		育苗センター費用	10,232	9,456
		旅行費用	63	1
		葬祭費用	23,013	24,656
		その他利用費用	3,668	6,068
		計 B	58,590	67,792
引 計		(A - B)	17,930	34,334

4. 指導事業

(単位：千円)

		項目	令和6年度	令和7年度
支 出		営農改善指導費	258	250
		生活文化改善費	536	562
		広報活動費	697	735
		農政活動費	212	193
		指導雑費	1,320	3,378
		計	3,026	5,121
収 入		賦課金	506	516
		指導事業補助金	—	—
		指導雑収入	1,075	2,683
		計	1,581	3,200

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.040	0.061	0.021
資本経常利益率	0.913	1.395	0.482
総資産当期純利益率	0.025	0.069	0.044
資本当期純利益率	0.576	1.555	0.979

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.78	9.18	0.40
	期 中 平 均	8.28	9.11	0.83
貯 証 率	期 末	6.78	7.11	0.33
	期 中 平 均	5.48	8.38	2.90

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	968,792	975,030
うち、出資金及び資本準備金の額	171,728	170,248
うち、再評価積立金の額	1,842	1,842
うち、利益剰余金の額	798,385	805,409
うち、外部流出予定額 (△)	3,461	3,667
うち、上記以外に該当するものの額	△35	△135
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	453	474
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	453	474
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	969,245	975,505
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	655	780
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	655	780
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	781
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-

項 目		令和6年度	令和7年度
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	655	1,561
自己資本			
自己資本の額（（イ）—（ロ））	(ハ)	968,580	973,943
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		4,831,414	4,660,266
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）			-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		-	
うち、上記以外に該当するものの額		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			-
勘定間の振替分			-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		430,640	175,802
信用リスク・アセット調整額		-	
フロア調整額			-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	5,262,054	4,836,028
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		18.40%	20.13%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	40,474	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	914,342	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	288,984	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際決済銀行向け			
	地方公共団体金融機関向け			
	我が国の政府関係機関向け	334,780	33,498	1,339
	地方三公社向け			
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,429,563	2,885,912	115,436
	法人等向け	56,523	49,168	1,966
	中小企業等向け及び個人向け	5,612	352	14
	抵当権付住宅ローン	360,959	106,784	4,271
	不動産取得等事業向け			
	三月以上延滞等	45	0	0
	取立未済手形	3,653	730	29
	信用保証協会等保証付	777,559	77,253	3,090
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	共済約款貸付			
	出資等	40,360	40,360	1,634
	(うち出資等のエクスポージャー)	40,360	40,360	1,634
	(うち重要な出資のエクスポージャー)			
	上記以外			
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	419,685	1,049,212	41,968
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	31,659	79,148	3,165
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)			

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			
	(うち上記以外のエクスポージャー)	601,708	508,991	20,359
	証券化			
	(うちSTC要件適用分)			
	(うち非STC適用分)			
	再証券化			
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
	(うちルックスルー方式)			
	(うちマンドート方式)			
	(うち蓋然性方式250%)			
	(うち蓋然性方式400%)			
	(うちフォールバック方式)			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)			
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
	CVAリスク相当額÷8%			
	中央清算機関関連エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額の合計額	18,306,406	4,831,414	193,271
	オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		430,640		17,225
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		5,262,054		210,482

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	34,513	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,072,187	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け			
	国際決済銀行等向け			
	我が国の地方公共団体向け	289,478	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け			
	国際開発銀行向け			
	地方公共団体金融機構向け			
	我が国の政府関係機関向け	362,058	36,205	1,448
	地方三公社向け			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,609,041	2,722,660	108,906
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）			
	カバード・ボンド向け			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,248	36,818	1,472
	（うち特定貸付債権向け）			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	120,092	55,622	2,224
	（うちトランザクター向け）			
	不動産関連向け	456,872	139,177	5,567
	（うち自己居住用不動産等向け）	456,872	139,177	5,567
	（うち賃貸用不動産向け）			
	（うち事業用不動産関連向け）			
	（うちその他不動産関連向け）			
	（うちADC向け）			
	劣後債券及びその他資本性証券等			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	2,258	0	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			
	取立未済手形	3,009	601	24
	信用保証協会等による保証付	785,163	77,527	3,101
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			
	株式等	25,960	25,460	1,018
	共済約款貸付			
	上記以外			
	（うち重要な出資のエクスポージャー）			
	（うち他の金融機関等の対象資本			

等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	419,685	1,049,212	41,968
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	28,013	70,033	2,801
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	446,905	446,905	17,876
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			
標準的手法を運用するエクスポージャー計			
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)			
中央清算期間関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	17,700,489	4,660,226	186,409
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 A		所要自己資本額 b=a×4%

	175,802	7,032
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	4,836,028	193,441

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	175,802
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	193,441
B I	117,201
B I C	14,064

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別, 業種別, 残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 千円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内	17,832,019	1,494,001	1,444,210	-	-	17,205,956	1,504,812	1,632,791	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	17,832,019	1,494,001	1,444,210	-	-	17,205,956	1,504,812	1,632,791	-	-
法人	その他	496,675	36,630	-	-	487,228	27,183	-	-	-
	農業	96,266	96,266	-	-	82,863	82,863	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	14,433,216	-	-	-	13,612,051	4,259	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	500	-	-	-	500	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	1,203,327	94,104	1,109,222	-	1,361,666	90,932	1,270,733	-	-
	その他(日銀業種分類外)	334,988	-	334,988	-	352,058	-	352,058	-	-
	個人	1,267,045	1,266,999	-	-	1,299,588	1,299,572	-	-	-
その他	474,600	-	-	-	494,532	-	-	-	-	
業種別残高計	18,306,617	1,493,999	1,444,210	-	17,690,486	1,504,809	1,622,791	-	-	
残存期間別残高計	1年以下	14,435,528	5,965	-	-	13,610,410	5,627	-	-	-
	1年超3年以下	41,798	41,798	-	-	40,445	40,445	-	-	-
	3年超5年以下	539,566	44,451	495,115	-	585,888	86,728	499,159	-	-
	5年超7年以下	70,514	70,514	-	-	97,682	97,682	-	-	-
	7年超10年以下	223,053	223,053	-	-	229,688	130,179	99,509	-	-
	10年超	2,050,248	1,101,152	949,095	-	2,171,674	1,137,551	1,034,122	-	-
	期限の定めのないもの	471,311	-	-	-	463,570	-	-	-	-
残存期間別残高計	17,832,318	1,486,933	1,444,210	-	17,700,489	1,498,215	1,632,790	-	-	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	431	453	-	431	453	453	474	-	453	474
個 別 貸 倒 引 当 金	545	525	-	545	525	525	696	-	525	696

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和6年度						令和7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	545	525	-	545	525	-	525	696	-	525	696	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 計	545	525	-	545	525	-	525	696	-	525	696	-
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外	500	500	-	500	500	-	500	500	-	500	500	-
個 人	45	25	-	45	25	-	25	196	-	25	196	-
業 種 別 計	545	525	-	545	525	-	525	696	-	525	696	-

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

[令和7年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	34,513		34,513		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,072,187		1,072,187		0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0	289,478		289,478		0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150						
国際開発銀行向け	0~150						
地方公共団体金融機構向け	10~20						
我が国の政府関係機関向け	10~20	362,058		362,058		36,205	10
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	13,609,041		13,609,041		2,722,660	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150						
カバード・ボンド向け	10~100						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	45,248		36,818		36,818	100
(うち特定貸付債権向け)	20~150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	120,092		108,244		55,622	51
(うちトランザクター向け)	45						
不動産関連向け	20~150	456,872		456,237		139,177	31
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	456,872		456,237		139,177	31
(うち賃貸用不動産向け)	30~150						
(うち事業用不動産関連向け)	70~150						
(うちその他不動産関連向け)	60						
(うちADC向け)	100~150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	2,242		0		0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	3,009		3,009		601	20
信用保証協会等による保証付	0~10	785,163		775,275		77,527	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250~400	25,460		25,460		25,460	100

共済約款貸付	0						
上記以外	100~125 0	894, 687		894, 687		1, 566, 116	175
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	419, 685		419, 685		1, 049, 212	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	27, 934		27, 934		69, 836	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	447, 067		447, 067		447, 067	100
証券化	—						
(うち STC 要件適用分)	—						
(短期 STC 要件適用分)	—						
(うち不良債権証券化適用分)	—						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—						
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					4, 660, 191	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023 年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
[令和7年度] (単位：千円又は百万円)

我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,072,187																		1,072,187	
外国の中央政府及び中央銀行向け																				
国際決済銀行等向け																				
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計											
我が国の地方公共団体向け	289,478																		279,478	
外国の中央政府等以外の公共部門向け																				
地方公共団体金融機構向け																				
我が国の政府関係機関向け		362,058																	362,058	
地方三公社向け																				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計											
国際開発銀行向け																				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計										
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,604,782		4,259																13,609,041	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)																				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計										
カバード・ボンド向け																				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計									
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)							36,818												36,818	
(うち特定貸付債権向け)																				
	100%	150%	250%	400%	その他		合計													
劣後債権及びその他資本性証券等																				
株式等				25,460															25,460	
	45%	75%	100%	その他		合計														
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)			5,782		38,327	58,329													108,244	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計							
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	13,199		45,197				66,182	36,953					294,705	456,237						
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計								
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け																				
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他		合計												
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																				
	60%	その他		合計																
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																				
	100%	150%	その他		合計															
不動産関連向け うちADC向け																				
	50%	100%	150%	その他		合計														
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)																				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																				
	0%	10%	20%	100%	その他		合計													
現金	34,513																		34,513	
取立未済手形						3,009													3,009	
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			775,275																775,275	
共済約款貸付																				

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	1,243,802	1,243,802
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	1,112,547	1,112,547
	リスク・ウェイト 20%	-	91,499	91,499
	リスク・ウェイト 35%	-	360,959	360,959
	リスク・ウェイト 50%	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	5,612	5,612
	リスク・ウェイト 100%	-	642,568	642,568
	リスク・ウェイト 150%	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	451,344	451,344
	その他	-	665	665
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-
計		-	3,908,996	3,908,996

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和7年度			資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	16,517,776			16,495,061
40%～70%	171,363			170,800
75%	5,782			5,782
80%				
85%				
90%～100%	84,911			75,145
105%～130%				
150%				
250%	25,460			25,460
400%				
1250%				
その他	75			75
合計	16,805,369			16,772,325

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関向け及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	14	694	-
抵当権住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証 券 化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上 記 以 外	-	236,823	-
合 計	14	237,517	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	50	63,878	-
自己居住用不動産等向け	-	294,503	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	50	358,381	-

- (注)
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことであり、当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことであり、当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(JAにおける具体的なリスク管理の方針および手続の内容等を記載)

○オペレーショナル・リスク管理規程等

- ・ 定義
- ・ 基本的考え方
- ・ 体制：会議体、部門、部署
- ・ その他

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

○事務リスク管理

○システムリスク管理

○その他オペレーショナル・リスク管理

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社株式については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	460,045	460,045	460,045	460,045
合計	460,045	460,045	460,045	460,045

(注) 「時価評価額」については、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表上の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当取引なし。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

該当取引なし。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、金利の上昇によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

該当ありません。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	79	114	24	30
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	64	85		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	8	16		
6	短期金利低下	3	6		
7	最大値	79	114	24	30
		当期末		前期末	
8	自己資本の額		977		968

VI. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示（農林水産省告示第 843 号）に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支 給 総 額	
	基 本 報 酬 (注 2)	退 職 慰 労 金 (注 3)
対 象 役 員 (注 1) に 対 す る 報 酬 等	10,890	1,897

(注1) 対象役員は、理事10名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等は含まれておりません。

(注3) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定められています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。